

水質汚濁防止法等の施行状況（平成 20 年度）

環境省



The Knights

環境省は、水環境行政の円滑な推進に資するため、平成 20 年度における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法の各規定の施行状況について取りまとめました。

平成 20 年度における主な規定の施行状況について見てみると、排水規制の対象となる特定事業場の数は全体で約 27 万 7 千あり、平成 19 年度の約 28 万と比較すると、やや減少しています。

一方、特定事業場に対する立入検査は約 4 万 4 千件、行政指導は約 7,600 件であり、そのうち、改善命令は 23 件、一時停止命令は 1 件ありました。それに対して、地下への浸透に係る特定事業場に対しての改善命令、一時停止命令はありませんでした。

また、排水基準違反が 13 件あり、違反項目は BOD が 4 件、COD、SS が 3 件、pH が 2 件、亜鉛、フェノール、クロム、シアン、鉛、ふっ素が各 1 件でした。

なお、水質総量規制に関連する罰則の適用は 0 件、湖沼法における改善勧告、改善命令についても 0 件でした。

当社では環境水・排水の他にも様々な水質分析について、長年の経験と実績があります。お気軽にご相談ください。

資料 2009 年 11 月 30 日付 環境省報道発表資料

水質分析箇所 大塚卓也

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL: www.knights.co.jp

今すぐ、結果が知りたい！と思った事ありませんか？ 業界初新サービス、しかも無料！

「あなたの分析室Webシステム」過去データから最新の分析結果、分析の進捗状況まであなたのパソコンからいつでも好きなときにご確認いただけます。まずは、お問合せください。

お問合せはこちら